令和４年度　宮古島市地域密着型サービス事業者公募要領（令和５年度整備分）

第１　趣旨

　宮古島市では、高齢の方々が、介護が必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、「宮古島市高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画（令和３年度～令和５年度）」に基づき地域密着型サービス事業所の整備を計画的に進めることを目的に、事業参入における公平性を確保しつつ、サービスの質及び事業運営の安定性、継続性を確保するため、公募を行い事業者を選定します。

第２　公募対象および整備予定数

　看護小規模多機能型居宅介護　　　　１事業所

認知症対応型共同生活介護　　　　　３事業所

第３　整備年度および整備日常生活圏域

　整備年度：令和５年度

　優先整備日常生活圏域（優先地区を事業予定地とした場合には、評価点に加点します）

看護小規模多機能型居宅介護：平良圏域Ａ、城辺圏域、下地・上野圏域、伊良部圏域

　　認知症対応型共同生活介護：市内全域（区域指定なし）

第４　指定および開設予定日

　原則、令和６年３月31日までに開設すること。（令和５年度中）

　※開設時期については、選定事業者との間で調整の上決定します。

第５　応募資格

　応募者は、次の各項目に掲げる資格をすべて満たさなければ応募することはできません。

1. 法人格を持ち、法人本体が宮古島市内に住所を有していること。
2. 応募事業者自らが開設し指定を受けること。

（３）介護保険法第78条の２第4項各号（地域密着型サービス事業所の指定に係る欠格事

項）の規定に該当しないこと。

（４）厚生労働省令で定める「地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平

成18年厚生労働省令第34号）」を満たしていること。

（５）宮古島市の下記に掲げる条例と規則の基準を満たしていること。

　　　ア　「宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例(平成25年3月27日条例第16号)」

　　　イ　「宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める規則(平成25年3月27日規則第12号)」

（６）その他関係法令を遵守すること。

　　　ア　都市計画法

　　　イ　建築基準法

　　　ウ　消防法（防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所管消防機関と協議

し、その指示に従うこと。）

　　　エ　介護保険法関係法令を含む、その他の関連する法令等

（７）運営法人は、開所予定事業所における人員に、介護職の経験を持つ職員を配置し、職

員育成を確実に行う予定である等など、事業を円滑に実施する能力があること。

（８）運営法人は、事業を長期間継続して確実に遂行できる経営基盤が整っており、社会的

信用のある経営主体であること。

（９）運営法人は、事業所を開設する土地、建物の所有権または賃借権を有し、または確実

に有する見込みがあること。

（10）事業所の開設地は、土砂災害や浸水被害の危険性がない用地であること。

（11）当該事業計画について、隣接地権者や自治会等から反対されていないこと。

（12）運営法人は、直近３年間の公租公課に係る滞納がないこと。

（13）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（14）宮古島市暴力団排除条例(平成24年1月10日条例第1号)に規定する暴力団および

暴力団員（暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある

者含む）でないこと。

（15）その他、介護保険事業に携わることがふさわしくないと判断される者が、法人役員等

に入っていないこと。

第６　事前応募表明書の提出および辞退

　応募に当たっては、「事前応募表明書（様式第１号）」の提出が必要です。

事前応募表明書が未提出の場合、応募申込書は受付できません。

1. 提出期限

令和５年1月13日（金）午後５時まで（必着）

（２）応募の辞退

事前応募表明書の提出後に応募を辞退する場合は、「事前応募表明取下書（様式第２

号）」を速やかに提出してください。

（３）提出先

〒906-8501　宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市福祉部　高齢者支援課まで提出（窓口持参および郵送）

第７　質問の受付および回答

　本公募要項に関し不明な点がある場合は、「公募要項質問書（様式第３号）」に記載し

提出してください。

（１）提出期限等

令和４年12月21日（水）午後５時まで（必着）

（２）回答方法等

令和４年12月21日（水）以降、随時宮古島市ホームページに掲載

第８　応募手続き

1. 必要な提出書類及び添付書類については、下記の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| No. | 提出書類の名称 |
| １ | （表紙）宮古島市地域密着型サービス事業者の公募申込に係る提出書類一覧 |
| ２ | （様式第４号）宮古島市地域密着型サービス事業所公募申込書 |
| ３ | （様式第５号）介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書 |
| ４ | （様式第６号）地域密着型サービス開設提案書 |
| 別紙１ | 法人が提供している介護サービス等の概要 |
| 別紙２ | 法人の定款、寄附行為（写し可） | 写しの場合は原本証明 |
| 別紙３ | 商業・法人登記簿謄本または登記事項証明書 | 直近３ヶ月以内 |
| 別紙４ | 法人印鑑証明 | 直近３ヶ月以内 |
| 別紙５ | 法人組織図 | 任意様式 |
| 別紙６ | 決算報告書 | 直近３期分写しの場合は原本証明 |
| 別紙７ | 法人代表履歴書 | 任意様式（住民票添付） |
| 別紙８ | 役員名簿 |  |
| 別紙９ | 法人税・消費税の完納証明書 | 直近３年分 |
| 5 | （様式第７号）提案する施設の建物等の概要 |
| 6 | （様式第８号）地域密着型サービス事業所に係る収支予算書 |
| 7 | （様式第９号）従業者の勤務の体制および勤務形態一覧表 |
| 8 | （様式第10号）平面図および居室面積一覧表 |
| 9 | （様式第11号）位置図 |
| 10 | （様式第12号）隣接地権者説明経過報告書※隣接地の地番・所有者の一覧表および隣接地地番の分かる図面を添付 |
| 11 | 開設施設運営規程（作成済みの場合のみ添付） |
| 12 | 法人のパンフレット |
| 13 | 事業予定の土地および建物に関する権利関係が確認できる書類※土地・建物の登記簿謄本や借地・借家契約書および合意書等の写し） |

（２）提出期限

　　令和５年２月10日（金）午後５時まで（必着）

　　提出部数　９部

（３）提出書類の規格および体裁等

　　　ア　Ａ４サイズ（図面等はA３サイズでも可）とします。

　　　イ　Ａ４判縦型フラットファイルに、提出書類一覧の順番ごとに左綴じとします。

　　　ウ　ページをつけてください。

　　　エ　項目ごとに台紙をつけ、台紙に書類番号のインデックスをつけてください。

　　　オ　ファイル表面および背表紙に、「宮古島市地域密着型サービス事業所公募申請書」

　　　　　と「事業者名」を記載してください。

（４）留意事項

　　　ア　提出書類の内容に不備が認められた場合は受理できないため、内容・必要部数等

に十分注意の上、提出してください。

　　　イ　提出後の書類内容の修正は提出期限内においてのみ可能とします。

　　　ウ　提出期限後の内容修正・変更・追加等は一切認められません。

　　　エ　提出書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

　　　オ　提出書類等は、選考に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することが

あります。

　　　カ　本事業に係る情報公開請求があった場合は、宮古島市情報公開条例(平成17年

10月1日条例第9号)の規定に基づき、提出書類を公開する場合があります。

　　　キ　提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とします。

第９　失格条項等

　応募した法人が、次の各号いずれかに該当する場合は、失格とします。

（１）応募資格および提出書類等が、応募要項に示された条件に適合しない場合

（２）提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合

（３）提出書類等に虚偽の記載があった場合

（４）その他審査の公平性を害する行為があった場合

（５）プロポーザル方式による審査会に出席しない場合

第10　公募スケジュール予定

　令和４年12月16日　　　　　　　　公募（要項配布）開始

　令和４年12月16日～12月21日　　質問受付期間　回答は随時HPを更新

　令和５年１月13日　　　　　　　　 事前応募表明書　受付締切

　令和５年２月10日　　　　　　　　 応募申込書　受付締切

　令和５年２月下旬　 　　　　　　　 提出書類確認及びプロポーザル審査

　令和５年３月上旬　　　　　　　　　事業予定者決定

　令和５年度中　　　　　　　　　　　事業所指定手続き等

第11　事業予定者の選定方法等

　（１）事業予定者の審査

　　　①担当部署による書類確認

②宮古島市地域密着型サービス選定委員会（以下、選定委員会という）」による審査

　（２）審査方法（概要）

　　　提出書類の内容の確認と、必要があれば現場調査等を行います。

　　　その後、選定委員会によるプロポーザル審査で提出書類およびプレゼンテーション

の内容を別に定める「事業所選定審査基準表」に基づき評価と審査を行います。

その際、全委員による評価点合計が満点の６割に満たない事業者は選外となります。

　（３）事業予定者の決定

　　　審査結果を総合的に判断し、市長が決定します。

第12　プロポーザル審査の実施

　（１）開催日時　令和５年２月下旬　※決まり次第応募事業者へ連絡

　（２）開催場所　宮古島市役所

　（３）参加人数　２人以内とする

　（４）提案時間　１事業者あたり、説明２０分、質疑１０分程度

　（５）そ の 他　ア　プレゼンテーションの内容は非公開とします。

　　　　　　　　　イ　プレゼンテーションは、提出した書類をもとに行うこと。

　　　　　　　　　　　その際、追加提案や追加資料の配付は認められません。

第13　審査基準

（１）事業所運営の基本方針

（２）法人経営の安定性

（３）事業運営の安定性

（４）サービス提供の考え方

（５）職員の採用計画と配置

（６）職員の質の向上に向けた取組

（７）利用者の尊厳の保持

（８）事故防止と安全対策

（９）衛生管理対策

（10）防災対策

（11）虐待防止対策

（12）個人情報保護対策

（13）関係機関との連携等

（14）開設にあたっての地域住民の理解

（15）利用者と地域住民の交流

（16）事業予定地の環境

（17）事業所の設備

（18）事業計画の安定性

第14　審査結果の通知

　選定結果は、選考を通過した事業予定者に対して文書で通知します。なお、選定結果について、通知する情報以外の審査点数等プロポーザル審査の詳細については公表しません。

第15　事業予定者の公表等

　事業予定者決定後、決定した事業予定者および予定地等を公表します。

第16　決定後の手続き

（１）決定された事業予定者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、

宮古島市に指定申請書および必要書類を提出してください。

（２）宮古島市が提出書類の審査および現地調査を行い、指定します。

（３）事業計画等に変更がある場合は、その旨届出を行い、宮古島市の承認を受ける必要が

あります。その際、応募内容と著しく変更がある場合は、事業予定者の決定を取り消

す場合があります。

第17　その他応募に関する事項

（１）留意事項

　　ア　本公募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とします。また、施設整備を行う

事業用地の確保等に関する賃料等についても同様に応募者の負担とします。

　　イ　応募に当たり、用地や建物の権利者または地域住民等との間で交わした確約書等

につき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、宮

古島市はその責任を負いません。また、求償権等の講師についても同様とします。

　　ウ　沖縄県や国から計画に対する指導、制度改正等による施設整備基準の変更等があ

った場合は、応募した計画内容の変更を行う場合があります。

　　エ　審査・選考の結果については、宮古島市は一切の異議申し立てに応じません。

　　オ　応募書類提出後、応募を辞退する場合は、その旨を書面（任意様式）で提出してく

ださい。

　　カ　応募者は、応募書類の提出を持って応募条件等を承諾したものと見なします。

　　キ　他の応募者の整備計画の内容等に関する問い合わせは、一切答えられません。

　　ク　選定結果は、指定を確定したものではありません。指定事務に係る審査において、

　　　　指定基準に適合しない場合は指定を行わない場合があります。

（２）地域住民への説明会

　　地域密着型サービス事業所の整備においては、事業予定地の地域団体・地域住民との連

携・協力が重要です。このため、事業予定者として選定され、事業所として指定を受ける

には、地域での「説明会」等を段階的に行い、理解を得る必要があります。

　　よって宮古島市は、事業予定者に対し、これら事業予定地の地域団体・地域住民に対す

る「説明会」等の実施状況を確認する目的で「説明等経過報告書（任意様式）」を求め

る予定です。

第18　補助金について

　今回の公募では、自己資金等で事業をできる計画としてください。

別表　宮古島市日常生活圏域

|  |  |
| --- | --- |
| 圏域名 | 行政区 |
| 　平良圏域Ａ | 西原、福山、大浦、狩俣、島尻、南静園、大神、池間 |
| 平良圏域Ｂ | 南西一区、南西二区、神屋、大三俵一区、大三俵二区、上角、前比屋、大原一区、大原二区、大原三区、羽立、出口、栄、東、富名腰一区、富名腰二区、漲水、北西里、根間、下屋、仲屋、旭、高阿良、東川根一区、東川根二区、東川根三区、東川根四区、仲保屋、保里一区、保里二区、荷川取、下崎、成川、厚生園、馬場、腰原一区、腰原二区、久貝、松原、漲水学園、添道、七原、地盛、山中、野原越、盛加、細竹、宮原、高野 |
| 城辺圏域 | 旧城辺町 |
| 下地・上野圏域 | 旧下地町、旧上野村 |
| 伊良部圏域 | 旧伊良部町 |

宮古島市　日常生活圏域

